

許可番号 03220007362

産業廃棄物処分業許可証

住所 広島市西区南観音六丁目12番21号

名称 株式会社 環境開発公社

代表取締役 小林 友則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

島根県知事 丸山 達也



許可の年月日 平成29年2月27日

許可の有効期限 令和4年2月26日

1. 事業の範囲

事業の区分 造粒固化（移動式） 以下余白

産業廃棄物の種類

汚泥（無機性汚泥に限る。） 以上1品目、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く 以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 造粒固化施設1

- ・施設の種類：造粒固化施設（移動式）
- ・処理する廃棄物の種類：汚泥（無機性汚泥に限る。）
- ・設置場所：島根県（松江市の区域を除く。）内全域
- ・設置位置：島根県（松江市の区域を除く。）内産業廃棄物排出事業場（出張造粒固化）
- ・設置年月日：平成29年12月25日
- ・処理能力：150m³/時間、8時間稼働、1,200m³/日
- ・許可年月日及び許可番号：対象外

(2) 造粒固化施設2

- ・施設の種類：造粒固化施設（移動式）
- ・処理する廃棄物の種類：汚泥（無機性汚泥に限る。）
- ・設置場所：島根県（松江市の区域を除く。）内全域
- ・設置位置：島根県（松江市の区域を除く。）内産業廃棄物排出事業場（出張造粒固化）
- ・設置年月日：平成31年2月25日
- ・処理能力：150m³/時間、8時間稼働、1,200m³/日
- ・許可年月日及び許可番号：対象外

3. 許可の条件

造粒固化処理は産業廃棄物排出事業場内での出張造粒固化に限り、生活環境保全上支障のある場所では出張造粒固化を行わないこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

- (1) 平成29年2月27日新規許可
- (2) 造粒固化施設の追加により平成30年1月23日書換え交付
- (3) 造粒固化施設の追加及び一部廃止により令和元年5月9日書換え交付

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無